

看護師の特定行為に関連する研究の動向と課題 ～特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で 活躍していくために～

小泉仁子
(Hitomi KOIZUMI)

【要約】

《目的》看護師の特定行為に関する研究の動向を分析し、特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で活躍していくために、今後どのような研究課題が求められているかについて示唆を得る。

《方法》2015年から2022年の約7年間で、医学中央雑誌 Web 版を用い、「特定行為」と「看護師」をキーワードとして検索を行った。文献のタイトル・要旨を概観し、実践報告や解説など研究論文ではない文献を分析対象から除外し、看護師の特定行為に関する研究論文15件を分析対象とした。

《結果》看護師の特定行為に関する研究の動向について、「特定行為研修制度への認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」、「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」や「特定行為研修の教育に関すること」について研究されていた。

《結論》特定行為を行う看護師が看護の関わりの中で活躍していくために、看護実践や看護管理、継続教育に関する研究課題が求められていると考える。

キーワード：看護師、特定行為、看護実践

I. はじめに

特定行為とは、診療の補助であり、「特定行為研修」を受講した看護師が、医師または歯科医師から手順書の発行を受けて行う38の医行為である¹⁾。「特定行為を行う看護師の研修制度」は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の一部改正を含む「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法規の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により、2015年10月に施行された²⁾。これは、超高齢化社会を迎えた我が国において地域包括ケアシステム³⁾のニーズに応えるための方策の一つである。

特定行為研修が始まって約7年が経過した令和4年3月での「特定行為研修の修了者は4,832名(延べ人数は27,377名)」⁴⁾で、当初の目標には及び難い状況である。特定行為研修を修了した看護師は、診療報酬でも評価されてきた⁵⁾⁶⁾⁷⁾一方で、活動に難渋する状況も

指摘されている⁸⁾¹⁸⁾。

日本看護協会は、看護の将来ビジョン⁹⁾において、「特定行為研修を修了した看護師は、特定行為のみを行うのではなく、連続した看護の関わりの中で特定行為を実施することにより、人々が安全で質の高い医療を、時宜を得て受けられることに貢献する」と掲げている。特定行為を行う看護師は、看護師としての自覚を持ち、看護の関わりの中で根拠に基づいた実践能力が期待される。

そこで、特定行為研修を修了した看護師が特定行為を行うことにおいて、看護の関わりの中で看護師だからこそ活躍をしていくにはどのような課題があるのか、これからの研究の取り組みについて考察する必要があると考えた。

II. 目的

本研究の目的は、看護師の特定行為に関する研究の

動向を分析し、特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で活躍していくために、今後どのような研究課題が求められているかについて検討し、示唆を得ることである。

Ⅲ. 用語の定義

1. 特定行為

特定行為は、診療の補助であり、「特定行為研修」を受講した看護師が、医師または歯科医師から手順書の発行を受けて行う38の医行為である¹⁾。

2. 看護実践

「看護実践」とは、看護職が対象に働きかける行為であり、看護業務の主要な部分を成すものである¹⁰⁾。

Ⅳ. 研究方法

1. 分析対象論文の抽出

医学中央雑誌 Web 版を用い、「特定行為」、「看護師」をキーワードとし、「特定行為に係る看護師の研修制度」が開始された2015年からの7年間（2015年～2022年）の看護文献（本文あり、会議録除く）を検索した（2022年9月検索）。その結果、122件が該当した。文献のタイトル・要旨を概観し、実践報告や解説など研究論文ではない文献を分析対象から除外し、看護師の特定行為に関する研究論文15件を分析対象とした。

2. 分析方法

1) 看護師の特定行為に関する研究の動向についての分析

対象文献を年次推移に添って「年次別文献数と文献内容の変遷」を分析した。

2) 看護師の特定行為に関する内容の分析

対象文献を精読し、研究目的・方法・結果について分類し、研究の動向を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究は、人を対象とする研究ではなく、すでに公表されている論文を対象とし、検討を行った。文献の引用においては、著作権法、研究倫理を遵守した。

V. 結果

1. 看護師の特定行為に関する研究の動向

研究対象となった論文は15件であった。看護師の特定行為に関する文献数は、2020年以降増加し、年次別文献数は2015～2019年に3件、2020年以降に12件であった。詳細は、表1に示すとおりである。

看護師特定行為に関する15文献の内容（2015～2022年）の詳細は、表2～5に示すとおりである。「特定行為研修制度への認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」が7件と最多で、次いで「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」が6件、「特定行為研修の教育に関すること」が2件であった。また、研究方法は、質的研究が8件、量的研究が7件であった。

2. 「特定行為研修制度の認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」についての研究

「特定行為研修制度への認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」は、7件抽出された。詳細は、表2・3に示すとおりである。質的研究が2件、量的研究が5件であった。これらの研究の対象は、訪問看護ステーションの看護管理者や訪問看護師^{14)~17)}、病院施設の看護管理者¹¹⁾や看護師¹³⁾、へき地診療所の医師¹²⁾であった。さらに研究の内容について分類すると、特定行為研修制度の認識¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾や特定行為を行う看護師への期待¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁷⁾が報告されていた。

3. 「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」についての研究

「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」は、6件抽出された。詳細は、表2・4に示すとおりである。質的研究が4件、量的研究が2件であった。質的研究の対象は、訪問看護師¹⁹⁾、特定行為研修修了者²¹⁾²²⁾²³⁾であった。量的研究の対象は、研修指定期間の研修責任者¹⁸⁾、特定行為研修修了者を含むICUのスタッフ²⁰⁾であった。

特定行為を行う看護師の看護実践に関することについて、認識する看護実践の変化²¹⁾や「医療モデル」の視点と「生活モデル」の視点の双方の視点を両立させて看護を行っていること¹⁹⁾、安全の確保に関する行動の特徴²³⁾、実践環境づくりのための取り組み¹⁸⁾が報告されている。研究の内容について分類すると、特定行

為を行う看護師の「チーム医療の中での役割発揮」^{18)20) 22)}と「自身の看護実践の変化」¹⁹⁾²¹⁾²³⁾が報告されていた。

4. 「特定行為研修の教育に関すること」についての研究

「看護師特定行為研修の教育に関すること」は、2件抽出された。詳細は、表2・5に示すとおりである。

2件とも質的研究であり、その対象は実習終了直後の研修生²⁴⁾と学習課題の電子媒体記録物²⁵⁾であった。

実習で学んだことを自施設のチームで実践したこと²⁴⁾、意思決定支援は13のカテゴリーに分類されたこと²⁵⁾、が報告されていた。

VI. 考察

特定行為に関する研究の動向を分析し、特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で活躍するために、今後どのような研究課題が求められているかについて、まず、「看護師の特定行為に関する研究の動向」を考察する。次に、研究の内容から「特定行為研修制度の認識や研修を修了した看護師への期待と認識に関すること」、「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」、「特定行為研修の教育に関すること」の視点から、今後どのような研究課題が求められているかについて検討し、示唆を得る。

1. 看護師の特定行為に関する研究の動向

看護師の特定行為に関する研究内容は2020年以降増加し、「特定行為研修制度への認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」^{11)~17)}や「特定行為を行う看護師の実践活動に関すること」^{18)~23)}、「特定行為研修の教育に関すること」²⁴⁾²⁵⁾について研究されていた。しかし、まだ文献数が少ない現状であり、更なる研究の蓄積が必要である。

2. 「特定行為研修制度の認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」についての研究

特定行為研修制度の認識¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾や特定行為を行う看護師への期待¹¹⁾¹²⁾¹³⁾¹⁷⁾が報告されている一方で、その認識や期待が研修の受講希望には必ずしもつながっていない状況が報告されている¹¹⁾¹⁴⁾。特定行為の受講者を増やしていくためにも、さらなる研究の蓄積が必要

である。

3. 「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」についての研究

特定行為を行う看護師の看護実践に関する研究は、高度急性期医療から地域在宅の場において、生活モデルに基づく看護¹⁹⁾や看護実践の変化²¹⁾、が報告され、患者への医療・看護ケアの質の向上に結び付いていることが示唆されている。特定行為を行うことで良い効果や結果を生じたアウトカムについて、さらなる研究の蓄積が必要である。真田ら²⁷⁾は、特定行為研修の修了者の活用の際に際しての方策に関する研究を報告している。また、酒井ら²⁸⁾は、特定行為研修修了看護師の複数配置に関する実態把握および有効活用に影響する要因の調査研究による組織的配置・活用ガイドを示している。チーム医療の中で、さらに役割を発揮していくための人材育成や活動体制などの看護管理に関する研究が、さらに蓄積されていく必要がある。

現在、特定行為を行う看護師は、ジェネラリスト、スペシャリストである認定看護師、診療看護師と、臨床経験や教育背景にも相違がある。ジェネラリスト、スペシャリストとして期待される役割もあり²⁶⁾、個々のキャリアデザインにも相違が生じることが考えられる。樋口ら²¹⁾は、特定行為を行う看護師は看護実践の認識が変化したことを報告している。特定行為を行う看護師が看護の関わりの中で活躍し続けていくための研究を進めていく必要があると考える。

4. 「特定行為研修の教育に関すること」についての研究

特定行為研修についての研究²⁴⁾²⁵⁾はあるが、継続教育についての研究が抽出できなかった。日々進歩する医療・看護の現場で継続教育は欠かせない。特定行為を行う看護師の継続教育に関する研究を進めていく必要があると考える。

5. 研究の限界

特定行為に関連する研究について、「特定行為」「看護師」で過去7年間の文献を検討した。文献検討に限りが生じた可能性があり、研究の限界といえる。

VII. 結論

本研究では特定行為に関する研究の動向を分析し、

特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で活躍するために、今後どのような研究課題が求められているかについて、国内15件の文献を対象に検討を行った。その結果、以下のことが明らかとなった。

1. 看護師の特定行為に関する研究の動向について、2020年より増加傾向がみられ、「特定行為研修制度への認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」や「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」、「特定行為研修の教育に関すること」について研究されていた。
2. 特定行為研修を修了した看護師が看護の関わりの中で活躍していくために、向上を目標に、看護実践や看護管理・継続教育に関する研究課題が求められていると考える。

本論文内容に関する利益相反事項はない。

【文献】

- 1) 厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000077077.html> (閲覧日2022年9月20日)
- 2) 厚生労働省：特定行為及び特定行為研修に関する省令の施行通知 医政発0317第1号
<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000506614.pdf> (閲覧日2022年9月10日)
- 3) 厚生労働省：地域包括ケアシステム。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/ (閲覧日2022年9月12日)
- 4) 厚生労働省：看護師の特定行為研修を修了した看護師数。(令和4年3月現在)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000921271.pdf> (閲覧日2022年9月10日)
- 5) 厚生労働省：「疑義解釈資料の送付について(その1)」。(2018年3月30日)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-eisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000202132.pdf> (閲覧日2022年9月12日)
- 6) 厚生労働省：「疑義解釈資料の送付について(その1)」。(2020年3月31日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000615888.pdf> (閲覧日2022年9月12日)
- 7) 厚生労働省：「疑義解釈資料の送付について(その1)」。(2022年3月31日)
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/iryo_shido/000236075.pdf (閲覧日2022年9月13日)
- 8) 厚生労働省：「特定行為研修修了者の目標値の見直しについて」。(令和4年8月22日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000977761.pdf> (閲覧日2022年9月13日)
- 9) 日本看護協会：「特定行為に係る看護師の研修制度」に対する日本看護協会の考え方と今後の活動方針。(2015年6月)
https://www.nurse.or.jp/nursing/education/tokuteiken-shu/policy/pdf/20150313150606_f.pdf (閲覧日2022年9月10日)
- 10) 公益社団法人 日本看護協会：「看護業務基準」2021年度改訂版。(2021年10月)
<https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/gyomu/kijyun.pdf> (閲覧日2022年9月13日)
- 11) 草野淳子, 高野政子：重症心身障害児(者)施設・病院における特定行為を必要とする入所者の状況と看護管理者の見解。小児保健研究81(1), 68-76(2022)
- 12) 村上礼子, 春山早苗, 江角伸吾他：へき地診療における特定行為研修修了者の活動に対する期待。自治医科大学看護学ジャーナル19, 3-12(2022)
- 13) 藤澤麻美, 津田文秀：診療看護師が実施する特定行為に関する看護師の意識調査。東北文化学園大学看護学科紀要10(1), 1-8(2021)
- 14) 富田真佐子, 佐藤千津代, 鈴木浩子, 他：特定行為研修制度に対する訪問看護師の認識。日本看護科学学会誌41, 250-258(2021)
- 15) 佐藤千津代, 鈴木浩子, 富田真佐子他：在宅における特定行為およびその導入に対する訪問看護師の認識—訪問看護師へのインタビュー調査—。日本地域看護学会誌23(3), 23-31(2020)
- 16) 高崎亜紗菜：特定行為に関する訪問看護師の認識—特定行為に係る看護師の研修制度導入の背景を受けて。日本在宅ケア学会誌24(2), 67-73(2020)
- 17) 畠山玲子, 増満昌江：「特定行為に係る看護師の研修制度」に関する訪問看護師の意識調査。日本在宅看護学会誌3(2), 66-73(2015)
- 18) 田村香奈, 飯田苗恵, 横山京子：看護師による特定行為の実践環境づくりのための全国の指定研修期間の取り組みと課題の実態。群馬県立県民健康科学大学紀要17, 47-60(2022)
- 19) 鈴木浩子, 佐藤千津代, 富田真佐子, 村田加奈子：訪問看護において医行為に伴い実践する「生活モデル」に基づく看護—特定行為導入に向けたインタビュー調査—。昭和学会誌81(5), 459-468(2021)
- 20) 日本集中治療医学会看護師将来計画委員会(茂呂悦子他)：特定集中治療室管理料を算定している集中治療部門で勤務する認定看護師, 専門看護師, 特定行為研修修了者の活動に関する調査。日本集中治療医学会雑誌28(5), 477-486(2021)
- 21) 樋口佳那, 林千冬：特定行為研修を修了した看護師が認識する看護実践の変化。日本看護科学学会誌40, 645-653(2020)
- 22) 杉山文乃, 井上智子, 梅田亜矢：国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構における特定行為研修修了者の活動実態と育成に関する研究。国立看護大学校紀要19(1), 54-60(2020)
- 23) 酒井透江, 横野知江, 真田弘美他：特定行為を実施する皮膚・排泄ケア認定看護師による安全の確保に関する行動の特徴。日本創傷・オストミー・失禁管理学会誌19(3), 309-318(2015)
- 24) 鈴木美津枝, 関山友子, 八木街子他：チーム医療を推

- 進するための教育的法力の検討—看護師特定行為基礎実習Ⅱの学びと実践への活用から—。自治医科大学看護学ジャーナル18, 11-25 (2020)
- 25) 関山友子, 鈴木三津枝, 村上礼子: 特定行為研修研修生が認識する意思決定支援: 定性的内容分析。自治医科大学看護学ジャーナル17, 21-31 (2020)
- 26) 日本看護協会: 継続教育の基準 ver. 2。2012
<https://www.nurse.or.jp/nursing/education/keizoku/pdf/keizoku-ver2.pdf> (閲覧日2022年9月15日)
- 27) 真田弘美他: 令和3年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 総括研究報告書 特定行為研修の修了者の活用に際しての方策に関する研究(202122001A)。
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202122001A-sokatsu.pdf (閲覧日2022年9月15日)
- 28) 酒井郁子他: 厚生労働行政推進調査事業費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 総括研究報告書 特定行為研修修了者の複数配置に関する実態把握及び有効活用に影響する要因の調査(202122024A)。
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/201A2008-hyoshi.pdf (閲覧日2022年9月15日)

(2022年9月26日受付、2022年12月6日受理)

表1 看護師の特定行為に関する文献内容の変遷 (2015~2022)

文献内容 (文献数)	発表年 (年次別文献数)
特定行為研修制度の認識や研修を修了した看護師への期待に関すること (7)	2015 (1) 2021 (5) 2022 (1)
特定行為を行う看護師の看護実践に関すること (6)	2015 (1) 2020 (2) 2021 (2) 2022 (1)
特定行為研修の教育 (2)	2019 (1) 2020 (1)
合計	15

表2 対象文献の概要

文献	著者 (発表年)	タイトル	目的
1	草野淳子他 ¹¹⁾ (2022)	重症心身障害児 (者) 施設・病院における特定行為を必要とする入所者の状況と看護管理者の見解	重症心身障害児 (者) 施設・病院の看護管理者を対象に、特定行為を必要とする入所者の状況と特定行為に関する見解を明らかにする。
2	村上礼子他 ¹²⁾ (2022)	へき地診療における特定行為研修修了者の活動に対する期待	へき地診療所に勤務する常勤医師の特定行為研修ならびに研修修了看護師に関する認知度や期待、および特定行為に準ずる医行為の実施状況や必要だと考える区分などを明らかにする。
3	藤沢麻美他 ¹³⁾ (2021)	診療看護師が実施する特定行為に関する看護師の意識調査	NPが実施する特定行為に対する看護師の認識を明らかにする。
4	富田真佐子他 ¹⁴⁾ (2021)	特定行為研修制度に対する訪問看護師の認識～訪問看護ステーションへの全国調査から～	訪問看護師が特定行為研修制度に対してどのように認識し、それらが研修受講希望に関連するかを明らかにする。
5	佐藤千津代他 ¹⁵⁾ (2020)	在宅における特定行為およびその導入に対する訪問看護師の認識 —訪問看護師へのインタビュー調査—	在宅における特定行為とその導入に対する訪問看護師の認識を明らかにする。
6	高崎亜紗菜 ¹⁶⁾ (2020)	特定行為に関する訪問看護師の認識 特定行為に係る看護師の研修制度導入の背景を受けて	特定行為に関する訪問看護師の認識を明らかにする。
7	畠山玲子他 ¹⁷⁾ (2015)	「特定行為に係る看護師の研修制度」に関する訪問看護師の意識調査	「特定行為に係る看護師の研修制度」導入の必要性の有無とその理由を明らかにする。
8	田村香奈 ¹⁸⁾ (2022)	看護師による特定行為の実践環境づくりのための全国の指定研修期間の取り組みと課題の実態	指定研修期間での特定行為を速やかに実践する環境づくりのために、全国の指定研修期間の取り組み実態と課題を明らかにする。
9	鈴木浩子 ¹⁹⁾ (2021)	訪問看護において医行為に伴い実践する「生活モデル」に基づく看護 —特定行為導入に向けたインタビュー調査—	訪問看護における「特定行為」を発展させていくために、訪問看護師が医行為を実践する前後で行う「生活モデル」に基づく看護を明らかにする。
10	茂呂悦子他 ²⁰⁾ (2021)	特定集中治療室管理料を算定している集中治療部門で勤務する認定看護師、専門看護師、特定行為修了者の活動に関する調査	診療報酬の要件に該当する、集中治療部門に勤務する認定看護師、専門看護師、特定行為修了者について、多職種チーム活動への参画を含め、役割発揮における活動内容を明らかにする。
11	樋口佳那他 ²¹⁾ (2020)	特定行為研修を修了した看護師が認識する看護実践の変化	ジェネラリスト看護師が特定行為研修を終了したことによって、医療チームの中で自らの看護実践がどのように変化したと認識しているかを明らかにする。
12	杉山文乃他 ²²⁾ (2021)	国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構における特定行為研修修了者の活動実態と育成に関する研究	国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構に勤務する特定行為研修修了者の活動の詳細を明らかにし、キャリア支援の在り方を検討する。
13	酒井透江他 ²³⁾ (2015)	特定行為を実施する皮膚・排泄ケア認定看護師による安全の確保に関する行動の特徴	特定行為を実施する看護師は業務の中で、特定行為の安全をどのように確保しチーム医療にどのように関与しているのかを明らかにする。
14	鈴木美津江他 ²⁴⁾ (2021)	チーム医療を推進するための教育的方略の検討 —看護師特定行為基礎実習Ⅱの学びと実践への活用から—	研修生が実習Ⅱで得た学びと実践への活用から看護教員の指導の効果を考察し、チーム医療を推進するための教育方略の示唆を得る。
15	関山友子他 ²⁵⁾ (2020)	特定行為研修研修生が認識する意思決定支援：定性的内容分析	特定行為研修研修生が認識する意思決定支援について明らかにし、研修生に必要な Shared Decision Making の教育内容について考察する。

表3 「特定行為研修制度の認識や研修を修了した看護師への期待に関すること」についての研究

文献	タイトル	研究方法	対象	結果
1	重症心身障害児(者)施設・病院における特定行為を必要とする入所者の状況と看護管理者の見解	量的研究	重症心身障害児(者)施設・病院204か所の看護管理者	重症心身障害児(者)施設における特定行為の実施状況では、「胃ろうカテーテル等の交換」が最も多かった。看護管理者は「気管カニューレの交換」に対して特定行為を行うことに肯定的な回答は63.4%であった。また、「特定看護師は施設内で必要か」については肯定的な回答が55.1%であり、「特定行為研修を受講させたいか」の質問については、否定的な回答が53.6%であった
2	へき地診療における特定行為研修修了者の活動に対する期待	量的研究	全国のへき地診療所の医師のうち回答の得られた172名	特定行為研修制度の認知度は「聞いたことがある」が約5割であった。特定行為研修修了看護師への期待は【エビデンスに基づく適切な医療及び看護の提供】、【医師がタイムリーに働けないときや不在時の対応】などで高く、【医師の負担軽減や診療支援】は低い傾向であった。
3	診療看護師が実施する特定行為に関する看護師の意識調査	量的研究	NPが在籍する総合病院2施設の看護師207名	NPが実施している特定行為で最も多かった項目は「中心静脈カテーテルの抜去」だった。今後、看護師がNPに実施してほしいと回答した特定行為は「中心静脈カテーテルの抜去」、次いで「褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去」、「創部ドレーンの抜去」、「腹腔ドレーンの抜去」、「直接動脈穿刺法による採血」の項目であった。
4	特定行為研修制度に対する訪問看護師の認識～訪問看護ステーションへの全国調査から～	量的研究	訪問看護ステーションの管理者とスタッフ看護師459名	制度に対しある程度の関心はあるが、内容を理解している割合は高いとは言えず、受講希望は低かった。特定行為への期待と制度への関心が高いと必要性の認知が高く、懸念と抵抗感が高いと認知が低かった。また、必要性の認知の高さは受講希望の持ちやすさに関連がみられた。制度を導入する上での課題や受講する上での妨げがあるとすると割合は高いが、それらと制度の必要性や受講希望との直接的な関連は認められなかった。
5	在宅における特定行為およびその導入に対する訪問看護師の認識—訪問看護師へのインタビュー調査—	質的研究	訪問看護師8名	特定行為とその導入に対する訪問看護師の認識は、【特定行為への期待】として《利用者・家族の負担軽減》《タイムリーな特定行為による回復効果の期待》《特定行為ができないことによるロス発生の抑止》《看護の質向上に貢献》《在宅医療体制充実に貢献》《医師の負担軽減》が抽出された。【特定行為への懸念と抵抗感】として《現状の医療体制で対応可能》《看護師の役割を超えた医行為拡大への懸念》《制度導入への疑問と抵抗》《本来の看護ケアの質低下への懸念》《地域医療体制の底上げが優先》が抽出された。【特定行為運用の課題】では《看護師の判断力・技術力の担保》《特定看護師の負担増大》《責任の所在と安全管理の課題》《主治医との連絡・意思疎通の課題》が抽出された。
6	特定行為に関する訪問看護師の認識 特定行為に係る看護師の研修制度導入の背景を受けて	質的研究	訪問看護師経験年数5年以上の訪問看護師11人	特定行為に関する訪問看護師の認識は、【一人の重圧】や【利用者・家族への影響を懸念】する認識が根底にあった。【利用者・家族へ寄り添う看護の探求】や【訪問看護師本来の役割確認】を訪問看護師が大切にしている看護の基盤とし、【救命のための努力】や【医師との関係性の悩み】を経験しながら、【特定行為への期待】や【役割を果たすための覚悟】が現れていた。
7	「特定行為に係る看護師の研修制度」に関する訪問看護師の意識調査	量的研究	首都圏の訪問看護ステーションに勤務する訪問看護師86名	「特定行為に係る看護師の研修制度」導入が必要であると71%が回答した。必要理由は「看護師が治療や臨床判断ができる状況が日常業務の中で多々あることも事実である」、「患者のより身近にいる看護師にしかできない判断や行為がある」の2項目に強い関連を認めた。

表4 「特定行為を行う看護師の看護実践に関すること」についての研究

文献	タイトル	研究方法	対象	結果
8	看護師による特定行為の実践環境づくりのための全国の指定研修期間の取り組みと課題の実態	量的研究	全国の特定行為に係る研修指定研修機関221機関のうち回答の得られた79機関の研修責任者	研修終了後～3か月以内におおむね7割以上の修了生が実践を開始している機関は27.3%であった。機関からの実践環境づくりへの支援は受講者に67.1%、受講者の所属施設等に62.7%が実施していた。内容は情報提供、組織体制づくりへの助言、フォローアップ研修等であった。課題は医師や看護師、多職種等への特定行為に関する周知の不十分等であった。
9	訪問看護において医行為に伴い実践する「生活モデル」に基づく看護—特定行為導入に向けたインタビュー調査—	質的研究	訪問看護師8名	訪問看護師は、医行為を行う前後で【療養者の包括的な条件の確認と準備】【家族の理解・対応能力の確認とサポート】【家族の力量に合わせた指導】【心身の回復を促す環境調整とケア】【医行為を円滑に進めるための調整と連携】を行い、療養者、家族の生活を包括的に支える看護を提供していた。訪問看護師は疾患の治療を重視する「医療モデル」の視点と、生活を支える「生活モデル」の双方の視点を両立させて看護を行っていた。
10	特定集中治療室管理料を算定している集中治療部門で勤務する認定看護師、専門看護師、専門看護師、特定行為修了者の活動に関する調査	量的研究	集中治療部門に勤務する認定看護師、専門看護師、特定行為修了者に該当する265名	特定行為修了者は35名で、呼吸器関連3区分と「循環動態に係る薬剤投与関連」、栄養・水分管理に係る2区分の取得が多かった。203名が、呼吸ケアサポートチーム、院内迅速対応システムなどの多職種チーム活動に参加していた。
11	特定行為研修を修了した看護師が認識する看護実践の変化	質的研究	ジェネラリスト看護師で、かつ大学院修士課程以外で当該研修を修了し、修了後半年以上経過している者10名	【医学的な推論や判断ができるようになる】【フィジカルアセスメントを行う視点が広がる】【診断や治療に踏み込んだ発言ができるようになる】【特定行為が行えるからこそその提案を医師にできるようになる】【特定行為が行えるからこそ提供できるケアが増える】等の7つのカテゴリーが抽出された。
12	国立高度専門医療研究センターおよび国立病院機構における特定行為研修修了者の活動実態と育成に関する研究	質的研究	特定行為研修修了者5名	修士課程を修了しすべての特定行為研修を修了した看護師に特化したテーマは【日々の経験を活かして役割を模索する】【看護師とは異なる立ち位置で診療を補助する】であった。一方、認定看護師として専門領域の特定行為研修を修了した看護師に特化したテーマは【チームの一員として看護を実践する】であった。共通するテーマは【医師の指導や医師との連携で自分のアセスメントを向上させる】【特定行為を単独で実施する】【高度実践看護師として看護ケアを行う】であった。
13	特定行為を実施する皮膚・排泄ケア認定看護師による安全の確保に関する行動の特徴	質的研究	2011-12年に日本看護協会特定看護師養成調査試行事業研修課程皮膚・排泄ケア分野を修了した全12名のうち、医療施設に所属かつ、施設が「特定行為業務施行事業」に登録している特定看護師6名	特定看護師は、『皮膚・排泄ケア認定看護師として培ってきた創傷管理技術と調整力を基盤とした、低侵襲で安全・安楽な特定行為の実践』をしていた。安全に関するルール・手順・プロトコルを遵守し【自分にできる特定行為による治療】を実施し、特定行為の安全を確保していた。さらに、【適切な治療のために診療科を調整】、【WOCNの創傷管理技術と調整力を基盤とした安全・安楽な療養環境の提供】ではノンテクニカルスキルを使用し、チームメンバーができる方法を選択することでメンバーは専門性を発揮し、安全な療養環境の調整に貢献していた。特定看護師の【苦痛を最小限にした侵襲的な治療と関わり】では、特定行為を通じて患者の安全・安楽と自立を促進し、看護技術の要素を含んでいることが明らかとなった。

表5 「特定行為研修の教育に関すること」についての研究

文献	タイトル	研究方法	対象	結果
14	チーム医療を推進するための教育的方略の検討—看護師特定行為基礎実習Ⅱの学びと実践への活用から—	質的研究	特定行為研修実習Ⅱ終了直後の研修生5名	実習Ⅱの学びと実践への活用は4つのカテゴリーに集約され、実習で学んだことを自施設のチームで実践したことが明らかになった。
15	特定行為研修研修生が認識する意思決定支援：定性的内容分析	質的研究	特定行為研修共通科目における意思決定支援の学習課題の電子媒体記録物（100場面）	意思決定場面から150コードが抽出され、意思決定支援は13のカテゴリーに分類された。

Trends and issues in research related to specific acts of nursing —For nurses who have completed specific practice training to be active in the nursing relationship—

Hitomi KOIZUMI

【Abstract】

Objective: To examine trends in research related to particular actions by nurses, and to obtain suggestions on what kind of research topics are required in the future for nurses who have completed specific action training to play an important role in the nursing relationship.

Methods: A search was conducted using the keywords “specific nurse” and “nurse” for the period of about seven years, from 2015 to 2022, on the Central Journal of Medicine’s website. From the titles and abstracts of the literature, 15 research subjects were extracted and examined for the publication year, research outline and methods, research objectives, and research findings.

Results: The findings were classified into three categories: “awareness of the specification training system and expectations of nurses who have completed the training,” “matters related to the nursing practice of nurses who conduct specific actions,” and “matters related to the education of specific action training.”

Conclusions: We believe that research issues for nurses who conduct specific acts to play an essential role in the nursing relationship need to consider nursing practice, nursing management, and continuing education to improve the quality of medical and nursing care for patients.

Keywords: nurse, specific action, nursing practice

Department of Nursing, Faculty of Nursing, Mejiro University